問１　令和３年度［問 12］

A

契約の成立

意思表示

甲マンション 203 号室を所有するＡは、Ｂとの間で、同室をＢに売却する旨の契約（この問いにおいて「本件売買契約」という。）を結んだ。本件売買契約の代金は同室の時価をかなり下回るものであった。この場合に関する次の記述のうち、民法の規定によれば、正しいものはどれか。

１　ＡがＢの詐欺によって本件売買契約をする意思表示をしていた場合であっても、Ｂの詐欺によって意思表示をしたことについてＡに過失があったときは、Ａは詐欺を理由として自己の意思表示を取り消すことができない。

２　Ａが第三者Ｃの詐欺によって本件売買契約をする意思表示をしていた場合には、Ｂがその事実を知っていたか、知ることができたときに限り、Ａは詐欺を理由として自己の意思表示を取り消すことができる。

３　ＡがＢの強迫によって本件売買契約をする意思表示をしていた場合であっても、Ｂの強迫によって意思表示をしたことについてＡに過失があったときは、Ａは強迫を理由として自己の意思表示を取り消すことができない。

４　Ａが第三者Ｄの強迫によって本件売買契約をする意思表示をしていた場合には、Ｂがその事実を知っていたか、知ることができたときに限り、Ａは強迫を理由として自己の意思表示を取り消すことができる。

■■〔正解〕2 ■■

□□ **1　誤** **⇒総合講義上 19 頁**

詐欺による意思表示は、取り消すことができる（民 96 条 1 項）。これは、意思表示をした者に過失があったときも同様である。したがって、Aは自己の意思表示を取り消すことができる。

□□ **2　正** **⇒総合講義上 19 頁**

相手方に対する意思表示について第三者が詐欺を行った場合においては、相手方がその事実を知り、又は知ることができたときに限り、その意思表示を取り消すことができる（民 96 条 2 項）。

□□ **3　誤** **⇒総合講義上 19 頁**

強迫による意思表示は、取り消すことができる（民 96 条 1 項）。これは、意思表示をした者に過失があったときも同様である。したがって、Aは自己の意思表示を取り消すことができる。

□□ **4　誤** **⇒総合講義上 19 頁**

強迫による意思表示は、取り消すことができる（民 96 条 1 項）。これは、詐欺の場合とは異なり、第三者による強迫の場合も同様である（民 96 条 2 項）。したがって、Aは、Bがその事実を知っていたか、知ることができたかどうかに関わらず、自己の意思表示を取り消すことができる。